

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定管理者の指定の一部変更【市民文化スポーツ局安全・安心推進部
安全・安心推進課】 2

◇ 公 告

- 北九州市金剛土地区画整理事業の事業計画の縦覧【建築都市局都市再
生推進部事業推進課】 3
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サ
ービス産業政策課】 5
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【戸畑区役所まちづくり整備
課】 7
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局技術支援部認知
症支援・介護予防センター】 11

北九州市告示第7号

北九州市立交通安全センターに係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和6年1月9日

北九州市長 武内和久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州市立交通安全センター	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市公告第6号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により北九州市金剛土地区画整理事業の事業計画について次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地区画整理事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に係る水面について権利を有する者は、当該事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではない。

令和6年1月9日

北九州市長 武内和久

1 縦覧期間及び縦覧時間

令和6年1月9日から同年1月22日までの毎日午前8時30分から午後5時15分まで

2 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市建築都市局都市再生推進部事業推進課

3 意見書の提出要領

当該事業計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年2月5日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和6年1月9日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区小鷺田町12番3及び12番60から12番103まで	名古屋市東区泉一丁目23番22号 トヨタホーム株式会社 代表取締役 後藤裕司
北九州市八幡西区馬場山1139番1から1139番3まで	福岡市城南区长尾5丁目4番28-402号ヴェルソーⅢ番館 横溝義太郎

北九州市公告第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年1月9日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス高須店
北九州市若松区高須北三丁目1番112ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年8月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,463.83平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
39台
 - (2) 駐輪場の収容台数
10台
 - (3) 荷さばき施設の面積
27平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

令和5年12月21日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

10 縦覧期間

この公告の日から令和6年5月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年5月9日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第9号

一般競争入札により業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月9日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 若戸関連交通管理管制補助等業務（6-1）
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
 - ア 管制室 北九州市戸畑区川代一丁目1番1号
 - イ 若戸大橋 北九州市戸畑区川代一丁目から若松区本町三丁目まで
 - ウ 新若戸道路 北九州市戸畑区大字中原から若松区北浜一丁目まで
- (5) 入札方法
 - ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
 - イ 入札は、郵送により行う。
 - ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。
 - エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 令和元年度以降に国（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社を含む。第8号において同じ。）又は地方公共

団体（地方道路公社を含む。第8号において同じ。）が発注した交通管理
管制の業務を元請けとして受注した実績を有すること。

- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第
2号に規定する業務について、同法第4条の規定により福岡県公安委員会
の認定を受けていること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により国土交
通大臣又は都道府県知事から土木工事業の許可を受けた者であること。
- (6) 令和元年度以降に交通管理管制の業務の経験を1年以上有する者を、
現場責任者又は現場責任者代理として1名以上、契約期間中継続して配置
できること。
- (7) 北九州市から指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (8) 入札日前1年以内に、国又は地方公共団体が発注した業務に関して
不正又は不誠実な行為、社会的信用を損なう行為等により契約の相手方と
して不適当と判断され、契約解除の措置を受けていないこと。
- (9) 令和6年12月1日から令和7年3月20日まで溶液散布車両1台
を継続して配備できること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
北九州市戸畑区役所まちづくり整備課
 - イ 日時 この公告の日から令和6年1月31日まで（日曜日、土曜日及
び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休
日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午ま
で及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札説明書等の交付方法 前号の場所及び日時において無償で交付
する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 入札に参加するための要件等
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年1月18日午後5
時までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否
かについて審査を受けなければならない。
 - イ 入札参加申込みは、所定の様式を郵送することにより行わなければな
らない。
- (5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間等
 - ア 場所 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

戸畑区役所まちづくり整備課

イ 期間等 書留郵便で令和6年1月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和6年1月22日までに通知する。

4 入札書を提出する場所及び期間等

(1) 場所 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所まちづくり整備課

(2) 期間等 書留郵便で令和6年1月31日午後5時までに必着のこと。

5 開札の日時

令和6年2月1日午後1時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市戸畑区役所まちづくり整備課

〒804-8510 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

電話 093-871-1508

北九州市公告第10号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月9日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 認知症行方不明者等SOSネットワークメール配信業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次項第3号の入札説明会に参加していること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項及び入札条件を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
北九州市総合保健福祉センター3階
北九州市保健福祉局技術支援部認知症支援・介護予防センター
 - イ 日時 この公告の日から令和6年2月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後

5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

北九州市総合保健福祉センター6階 61会議室

イ 日時 令和6年1月29日午後1時

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年2月15日午後5時までに必着のこと。

(5) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 日時 令和6年2月16日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 委任状等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局技術支援部認知症支援・介護予防センター

〒 802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

電話 093-522-8765